

原状回復に関する基金のあり方懇談会（第1回）
議事要旨（案）

<議事次第>

■ 日時 平成20年3月28日（金）10:00～12:00

■ 場所 経済産業省別館10階1038号室

■ 出席者

（出席委員）

浅野直人委員（座長）、飯野吉嗣委員（代理；三宅隆夫氏）、池田達雄委員（代理；齋藤修一氏）、池田三知子委員、大塚直委員、大塚元一委員、鎌田啓一委員、北村喜宣委員、島田啓三委員、関口勝委員、富田和久委員、森浩志委員

（欠席委員）

植田和弘委員、古市徹委員

（環境省）

由田廃棄物・リサイクル対策部長、木村産業廃棄物課長、牧谷適正処理・不法投棄対策室長 ほか
（オブザーバー 適正処理推進センター）

飯島専務理事、古市常務理事 ほか

<開会>

○懇談会は公開で行われた。

○冒頭、由田廃棄物・リサイクル対策部長が挨拶した。

○全会一致で座長に浅野委員を選出した。

○本懇談会の議事録は公開せず議事要旨を公開すること、代理出席を認めること、資料は場合によって非公開とすることを全会一致で決定した。

○事務局から、資料2「原状回復に関する基金のあり方懇談会について」、資料3「原状回復に関する基金のあり方懇談会の運営方針について」、資料4「基金の状況等」、資料5「不法投棄実態調査の推移と近年の傾向」、資料6「不法投棄対策関連施策等について」、資料7「過去の懇談会の経緯等について」及び資料8「主な検討事項等」を説明した。

○主に、以下のような議論があった。

- 基金の必要性はわかるが、基金の積み立てが未来永劫に続くのに問題はないのか。不法投棄の状況によるかもしれないが、基金積み立てに目標を設定すべきなのではないか。
- 不法投棄撲滅アクションプランが達成されても基金の必要性は続くのではないか。代執行には基金のバックアップがあるというメッセージが自治体に伝わるのが大事なのではないか。
- 基金の重要性はわかるが、基金の対象は、不法投棄の残存量のすべての支障の除去ではないと理解す

べきではないか。

- 本基金の創設以降の不法投棄残存分については、基金の対象とすべきものと理解している。
- 廃棄物対策にコストをかける企業努力をしているのに、一部の犯罪者による不法投棄対策のため更に基金まで拠出しなければならないことは不条理だとする意見が多い。これまでの基金の評価やこれからの基金の政策的な効果を踏まえ、いま一度、基金の規模をどうするのかを検討する必要がある。
- 過去の懇談会では、産業連関という考え方と産廃デポジットという議論がなされた。デポジットシステム構築には非常に社会的コストがかかるが、任意拠出方式での基金造成なら社会的コストは少なく済むとの理由から現行の制度になった。この理由はいまでも維持ができるのではないか。
- 通常の発想から言えばいくらまで積むというルールがあってもいいのかもしれないが、基金には、ある種の安全弁としての役割もある。可能かどうかは分からないが、不法投棄件数とのバランスを考え、基金の積立目標の計算を試みる必要はあるのでは。
- 平成10年以降の不法投棄で未発覚のものがまだあるのかどうかで基金の規模の話も変わってくる。不法投棄監視ウィークなどで未発覚事案を掘り起こすことも併せて考えるべきではないか。
- 真の原因者に対する責任追及がどれだけなされているかは基金拠出者にとって大きなポイント。真の行為者の責任を追及するのは自治体の法的な責任か行政的な責任かの整理が必要ではないか。
- 基金の拠出の割合をどうするのかの議論も本懇談会の射程内とすべきなのか
- 産業界の中でも業種によって状況が違うが、公平かつ効率的に資金を集めるためにそれぞれの業界に委ねるといった整理がされている。
- 公健法のいわゆる旧法（旧公害健康被害救済特別措置法）時代に、産業界が広く任意に基金に拠出していた。その時の経験を踏まえて、本基金のような拠出配分になったと理解している。
- 不法投棄実態調査の統計数字の妥当性に疑問はないのか。自治体が適切に回答できる調査票にするなど不法投棄実態調査が適切になされることを要望する。
- 基金の拠出配分については、生活環境保全上の支障も併せて評価することが必要ではないか。
- 本懇談会で効率的な配分の根拠を定量的に示すことは難しい面があるのではないか。
- 基金拠出は企業の自主的負担であり募金方式は採っていないが、業界として販売するmanifestoに基金の負担金を含めて販売し、基金を拠出する仕組みを採用している。適正処理者がそれほど負担感なく基金を拠出できる仕組みを国としても検討する必要があるのではないか。

<その他>

○第2回懇談会は、日程調整の上、おって決定することとなった。